

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>商务部关于进一步改进外商投资 审批工作的通知</b></p> <p>【发布单位】中华人民共和国商务部 【发布文号】商资函[2009]7号 【发布日期】2009-03-05</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市，哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安、新疆建设兵团商务主管部门，国家级经济技术开发区，国家级边境经济合作区：</p> <p>为深入贯彻落实科学发展观，按照党的十七届二中全会和国务院关于推进行政审批体制改革建设服务型政府的重要精神要求，立足扩大内需保持我国经济平稳较快增长，商务部决定继续深化外资审批管理体制改革，进一步扩大地方商务主管部门和国家级经济技术开发区外资审批管理权限。现就有关事项通知如下：</p> <p>一、取消对外商投资企业进口设备提前解除监管的审批许可，对外商投资企业设立境内分公司（专项规定明确需审批的除外）改为备案管理，由企业向注册地地方商务主管部门直接办理备案手续。</p> <p>二、原在商务部审核权限内的鼓励类且不需要国家综合平衡的外商投资企业（含股份公司）设立、增资、合同/章程及其变更事项，均由省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市（包括哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、</p>	<p style="text-align: center;"><b>商務部 外商投資の審査認可業務を 更に改善することに関する通知</b></p> <p>【公布単位】中華人民共和国商務部 【公布番号】商資函[2009]7号 【公布日】2009-03-05</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市、哈尔滨、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安、新疆建設兵団商務主管部門、国家級經濟技術開發区、国家級辺境經濟合作区</p> <p>科学的發展觀を深く徹底し、党の十七期二中全会と國務院の行政審査認可体制改革におけるサービス型政府の建設という重要な精神的要求に従い、内需拡大による我が国經濟の安定的で比較的速い成長に立脚し、外資審査認可管理体制の改革を引き続き深化させるため、地方商務主管部門と国家級經濟技術開發区の外資審査認可管理権限を更に拡大することを商務部は決定した。ここに関係する事項について以下の通り通知する。</p> <p>一、外商投資企業の輸入設備の監督管理の期限前解除に対する審査許可を廃止し、外商投資企業の域内分公司（個別の規定により明確に審査認可が必要である場合を除く）の設立を届出管理に変更し、企業は登録地の地方商務主管部門で直接届出手続を行う。</p> <p>二、もとの商務部審査権限内の奨励類且つ国家総合バランスが不要の外商投資企業（株式会社を含む）の設立、増資、契約/定款及びその変更事項は、いずれも省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市（哈尔滨、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西</p>

西安) 商务主管部门(以下称省级商务主管部门)和国家级经济技术开发区审核。外商投资企业设立境外分支机构的, 由企业注册地省级商务主管部门或省人民政府授权的地市级商务主管部门审核, 并应征得我驻外使(领)馆经商处(室)的书面同意。

三、参照《汽车产业发展政策》相关规定, 现有外商投资汽车、农用运输车和车用发动机生产企业因扩大同类别产品生产能力和增加品种(包括异地新建同类别产品的非独立法人生产单位)增资的、现有外商投资摩托车生产企业扩大摩托车及其发动机生产能力增资的、现有外商投资汽车、农用运输车和摩托车零部件生产企业扩大零部件生产能力而增资的、外商投资新设摩托车生产企业或新设汽车、农用运输车和摩托车零部件生产企业的, 由地方商务主管部门审核。地方商务主管部门批准前, 地方人民政府相应部门应完成项目核准或备案手续。

四、经商务部批准设立的外商投资企业, 除由国家发展改革委核准的限额以上增资事项和控股权由中方向外方发生转移的股权转让事项外, 其他变更事项均由地方商务主管部门审核。

五、外国投资者和外商投资企业并购境内企业的, 鼓励类、允许类并购交易额 1 亿美元

安を含む)の商務主管部門(以下、省級商務主管部門という)と国家級經濟技術開發区が審査する。外商投資企業が域外分支機構を設立する場合、企業登録地の省級商務主管部門或いは省人民政府が授権した地市级商務主管部門が審査するが、我が国の外国駐在大使館(領事館)の経商処(室)の書面同意を取得しなければならない。

三、『自動車産業発展政策』の関連規定を参照し、現有の外商投資による自動車、農業用運輸車両と車両用エンジンの生産企業が同一種類の製品の生産能力拡大と生産品目増加(遠隔地で同一種類の製品の非独立法人生産単位を新たに設立する場合を含む)により増資を行う場合、現有の外商投資によるオートバイ生産企業がオートバイ及びそのエンジンの生産能力を拡大するために増資を行う場合、現有の外商投資による自動車、農業用運輸車両とオートバイ部品の生産企業が部品の生産能力を拡大するために増資を行う場合、外商投資によりオートバイ生産企業を新たに設立する或いは自動車、農業用運輸車両とオートバイ部品の生産企業を新たに設立する場合、地方商務主管部門が審査する。地方商務主管部門が認可する前に、地方人民政府の対応する部門はプロジェクト審査認可或いは届出手續を完了しなければならない。

四、商務部の認可を経て設立された外商投資企業は、国家發展改革委員会が認可する限度額以上の増資事項及び支配権の中国側から外国側への移転が発生する出資持分譲渡事項を除き、その他の変更事項はいずれも地方商務主管部門が審査確認する。

五、外国投資者と外商投資企業が域内企業を合併買収する際、奨励類、許可類で合併買収取引額

及以下、限制类交易额 5000 万美元及以下的，由地方商务主管部门会同工商、税务、外汇等相关部门根据相关法律法规规定和《关于外国投资者并购境内企业的规定》审核。如境内企业为上市公司的，应征得证监会同意；境内企业为国有企业或涉及国有资产的，应按相关规定办理并征得国有资产管理部门同意；涉及反垄断审查的，按照相关法律法规规定办理。

六、外商投资有专项规定的行业、特定产业政策、宏观调控行业继续按现行规定办理（商务部专项下文授权或委托省级商务主管部门审核的除外）。外国投资者对上市公司进行战略投资仍按有关规定报商务部审批。

七、以上由商务部调整至地方商务主管部门负责审核的外商投资事项，地方商务主管部门应严格按照国家法律法规的要求进行审核，批准同时即在“外商投资企业审批管理系统”中填写《外商投资企业审批备案表》和《限额以上鼓励类外商投资企业审批备案表》（见附件），与批准文件、批准证书（复印件）一并上报商务部（外资司）备案。

八、商务部此前下放至省级商务主管部门的审批管理事项，自本通知下发之日起，副省级城市商务主管部门和国家级经济技术开发区亦享有同等审批管理权限。

が 1 億米ドル及びそれ以下の場合、制限類で取引額が 5,000 万米ドル及びそれ以下の場合、地方商務主管部門は、工商、稅務、外貨等の関連部門とともに、関連する法律法規と『外国投資者による域内企業の合併買収に関する規定』に基づき審査確認する。域内企業が上場会社である場合、証監会の同意を取得しなければならない。域内企業が国有企業或いは国有資産に係わる場合、関連規定により手続を行い且つ国有資産管理部門の同意を取得しなければならない。独占禁止審査に係わる場合、関連する法律法規の規定に従って手続を行う。

六、個別の規定がある外商投資企業の業界、特定の産業政策、マクロコントロール下にある業界については、引き続き現行の規定により手続を行う（商務部が個別に省級商務主管部門に審査を授權或いは委託している場合を除く）。外国投資者が上場会社に対して戦略投資を行う場合、従来通り関係する規定により商務部に報告し審査認可を受ける。

七、以上の商務部が調整したことにより地方商務主管部門が審査の責任を負う外商投資事項について、地方商務主管部門は国家の法律法規の要求に厳格に従って審査確認を行い、認可すると同時に「外商投資企業審査認可管理システム」中で「外商投資企業審査認可届出表」と「限度額以上の奨励類外商投資企業審査認可届出表」（附属文書を参照）、批准文書、批准證書（写し）を一緒に商務部（外資司）に届け出なければならない。

八、商務部が以前に省級商務主管部門に委譲した審査認可管理事項は、本通知を示達した日から、副省級都市の商務主管部門と国家級經濟技術開發区もまた同等の審査認可管理権限を有する。

九、国家级边境经济合作区应按照原外经贸部《关于外商投资企业和台港澳侨投资企业批准证书发放工作管理办法》相关要求，尽快建立完善"外商投资企业审批管理系统"和"全国外商投资企业网上联合年检系统"，经省级商务主管部门业务指导、培训、验收合格后，报商务部（外资司）备案，为审批权限下放至国家级边境经济合作区创造条件。

#### 十、工作要求

（一）做好组织规划，提升利用外资质量。地方商务部门要高度重视此次外资审批管理权限调整的重要意义，以科学发展观统领本行政区域利用外资和外资审批管理工作全局，做好利用外资中长期发展规划，着力提升利用外资质量。

（二）依法审批管理，提高外管理平。地方商务部门要加大对审批管理人员业务培训力度，完善审批流程，规范审批行为，切实依法履行好外资审批管理职责。在外资审批管理工作中深入贯彻落实科学发展观，严格执行国家法律法规、产业政策和外资准入政策，将自主创新、节能环保、资源综合集约利用、保障和促进就业等纳入外资审批管理重点范畴，在批准文件中体现相关要求，提高外资审批效率和管理水平。

九、国家级边境经济合作区は元の外経貿部の『外商投資企業と台湾香港マカオ華僑投資企業の批准証書発給業務に関する管理弁法』の関連要求に従って、「外商投資企業審査認可管理システム」と「全国外商投資企業オンライン連合年度検査システム」を可及的速やかに確立、完全なものにし、省級商務主管部門の業務指導、研修、検査合格を経た後、商務部（外資司）に届け出なければならない。これによって審査認可権限を国家级边境经济合作区に委譲するための環境を整える。

#### 十、業務要求

（一）組織的に計画し、外資利用の質を向上させる。地方商務主管部門は、今回の外資審査認可管理権限を調整することの重要な意義を大いに重視し、科学的發展観に基づき当該行政区域の外資利用と外資審査認可管理業務の全体を統率し、外資利用の中長期的な發展計画を立て、外資利用の質の向上に注力する必要がある。

（二）法に基づき審査認可管理を行い、外資管理の水準を向上させる。地方商務主管部門は、審査認可管理職員の業務研修を重点的に行い、審査認可フローを完全なものにし、審査認可行為を規範化し、外資審査認可管理の職責を法に基づき適切に履行する必要がある。外資審査認可管理業務中に科学的發展観を深く徹底し、国家の法律法規、産業政策と外資参入に対する政策を厳格に執行し、自主的創造革新、省エネ環境保護、資産総合集约利用、保障と就業促進等を外資審査認可管理の重点対象とし、批准文書中に関連する要求を具現し、外資審査認可効率と管理水準を向上させる。

<p>(三) 加强备案监管, 充实服务内容。地方商务部门对于本行政区域批准的重大外商投资项目, 应通过"外商投资企业审批管理系统"填报信息备案表, 定期向商务部(外资司)备案; 地方商务部门要努力创新对外商投资企业的服务方式, 拓宽服务内容, 提高服务效率; 地方商务部门对于在执行过程中遇到的各类问题, 应及时向商务部(外资司)反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件: 1、外商投资企业审批备案表 【略】 2、限额以上鼓励类外商投资企业备案审核表【略】</p> <p style="text-align: right;">商务部 二〇〇九年三月五日</p> <p>(信息来源: 商务部外资司)</p>	<p>(三) 届出監督管理を強化し、サービス内容を充実させる。地方商務主管部門は、当該行政区域で認可する重大外商投資プロジェクトについて、「外商投資企業審査認可管理システム」を通じて情報届出表に記入して、商務部(外資司)に定期的に届出を行う。地方商務主管部門は外商投資企業のサービス方式に対して努力して刷新し、サービス内容を開拓し、サービス効率を向上させる必要がある。地方商務主管部門は執行過程で遭遇した各種問題について、商務部(外資司)に遅滞なくフィードバックしなければならない。</p> <p>ここに通知する。</p> <p>附属文書: 1、外商投資企業審査認可届出表 【省略】 2、限度額以上奨励類外商投資企業届出審査確認表【省略】</p> <p style="text-align: right;">商務部 二〇〇九年三月五日</p> <p>(情報出所: 商務部外資司)</p>
--	---

【日本語仮訳: 三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 商品開発部】